

北部処理区浄化センター等運転管理業務委託

仕 様 書

令和6年9月

いわき市生活環境部生活排水対策室

目 次

第1章 総則

- 第1条 (業務目的)
- 第2条 (業務の履行)
- 第3条 (業務の範囲及び業務内容)
- 第4条 (業務管理)
- 第5条 (監督員の選任及び職務)
- 第6条 (総括責任者の選任及び職務)
- 第7条 (有資格者)
- 第8条 (業務履行計画書)
- 第9条 (業務実施計画書)
- 第10条 (日報)
- 第11条 (業務完了報告書)
- 第12条 (運転管理業務委託年報)
- 第13条 (契約業務完了報告書)
- 第14条 (業務記録等の整備)
- 第15条 (安全教育及び訓練)
- 第16条 (完成図書及び器具等の貸与)
- 第17条 (整理整頓等)
- 第18条 (諸室等の自主管理)
- 第19条 (浄化センター等の一般管理)

第2章 業務範囲及び業務内容

- 第20条 (業務範囲)
- 第21条 (調整及び交換)
- 第22条 (機械保全及び塗装)
- 第23条 (業務形態)
- 第24条 (報告)

第3章 業務書類等

- 第25条 (業務履行書類)
- 第26条 (計画書類)
- 第27条 (報告書類)
- 第28条 (成果品)
- 第29条 (業務検査)

第4章 維持管理業務要領

- 第30条 (維持管理計画)
- 第31条 (運転業務の要領)
- 第32条 (日常・巡視点検)
- 第33条 (保守点検業務の要領)
- 第34条 (水質分析業務の要領)
- 第35条 (環境整備業務の要領)
- 第36条 (ユーティリティ調達業務の要領)
- 第37条 (設備修繕業務の要領)
- 第38条 (異常時の措置)
- 第39条 (就業の制限)
- 第40条 (災害時)

第5章 受託者の責任等

- 第41条 (受託者の責任)
- 第42条 (目標とする性能基準)
- 第43条 (遵守すべき性能基準)
- 第44条 (性能未達成時の定義)
- 第45条 (性能未達成時の場合の対応)
- 第46条 (法定基準未達成時の場合の対応)
- 第47条 (受託者の責任の免除)

第6章 その他

- 第48条 (経費の負担)
- 第49条 (効率化方策の提案)
- 第50条 (受託者による投資の提案)
- 第51条 (業務改善に向けた協議)
- 第52条 (疑義)

第1章 総則

(業務目的)

第1条 本仕様書は、いわき市を委託者とし、を受託者として契約を締結
する北部処理区浄化センター等運転管理業務委託の仕様を定めるものであり、「契約書」別紙
1に記載された対象施設（以下、「浄化センター等」という。）の包括的な維持管理業務委託
において、施設の適正な運転による一定性能の確保及び効果的かつ効率的な運転・維持管理を
行うために必要な事項を定め、提供を受ける下水処理サービスの水準を確保することを目的と
する。

(業務の履行)

第2条 受託者は、浄化センター等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、「契約書」、
「要求水準書」、「下水道維持管理指針」、その他関係規則等に基づき、誠実かつ安全に業務
を履行しなければならない。

2 履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

(業務の範囲及び業務内容)

第3条 業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第2章」に定めるとおりとする。

(業務管理)

第4条 受託者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に
留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに
必要な措置を講じ、速やかに監督員に連絡しなければならない。

3 受託者は、浄化センター等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄化センター
等の運転に精通するとともに、業務の履行に当たって常に問題意識を持ってこれに当たり、創
意工夫し、設備の予防保全に努めなければならない。

4 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、
連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。

(監督員の選任及び職務)

第5条 委託者は、監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受託者に通知しなければな
らない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員の職務は、次のとおりとする。

(1) 契約の履行について総括責任者に対する指示、承諾又は協議

- (2) 業務履行計画書及び日報など提出書類の承諾
- (3) 検査及び監督業務
- (4) 委託業務の評価

(総括責任者の選任及び職務)

第6条 受託者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、現場の最高責任者として、受託者の従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めなければならない。
- 3 総括責任者は、契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。
- 4 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めなければならない。
- 5 総括責任者は、下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者でなければならない。

(有資格者)

第7条 受託者が業務履行上で必要な有資格者については、次に記載するとおりとする。

- (1) 下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
- (2) 電気主任技術者（第3種以上）
- (3) 廃棄物処理法第21条に規定する資格のうち、し尿・汚泥再生処理施設に関するもの
- (4) 第1種電気工事士
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (6) 危険物取扱者甲種又は乙種第4類
- (7) 1級ボイラー技士(各勤務毎に2級ボイラー技士以上の資格者1名以上を配置すること)
ただし、ボイラー設備稼働停止以降はこれを求めないものとする。
- (8) 安全衛生推進者
- (9) 玉掛け技能講習修了者
- (10) クレーン運転業務特別教育修了者
- (11) 消防設備士甲種第1類又は乙種第1類又は第1種消防設備点検資格者
- (12) 消防設備士甲種第4類又は乙種第4類又は第2種消防設備点検資格者
- (13) 消防設備士乙種第6類又は第1種消防設備点検資格者
- (14) 第4類又は第7類の消防設備士のうち電気工事士又は電気主任技術者の免状を受けている者又は第2種消防設備点検資格者
- (15) その他委託者が求める有資格者

- 2 受託者は、資格が必要な業務を行う場合は、前項に規定する有資格者に行わせなければならない。ただし、当該業務を請け負わせた場合は、受託者において規定する有資格者の配置を求めないものとする。

(業務履行計画書)

第8条 受託者は、年度毎業務履行開始14日前までに業務履行計画書を作成し委託者に提出することとし、業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること。

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務ごとの基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

- (2) 業務体制に関すること。

管理運転業務を安全かつ的確に履行できる業務従事者の選任・組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

- (3) 業務実施計画に関すること。

安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検、水質分析等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

- (4) 業務方法に関すること。

浄化センター等施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点(ポイント)、設備点検の内容・点検頻度・点検要領、分析の内容・頻度、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

- (5) ユーティリティ調達に関すること。

浄化センターの運営を行うために必要な薬剤、燃料、副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。

- (6) 修繕業務に関すること。

浄化センターの電気設備、機械設備、建築設備の修繕が必要になった場合の対応手順を、具体的に記載すること。

- (7) 危機管理に関すること。

浄化センター等施設に事故が発生した場合その他緊急の対応手順について、具体的に記載すること。

ア 大雨時の対応

イ 地震、津波時の対応

ウ 悪質排水の流入時の対応

エ その他、自然災害等の不可抗力時の対応

(8) 安全衛生管理に関すること。

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(9) その他必要事項（社員の教育、コスト縮減策、環境負荷対策等）

社員の教育、コスト縮減策、環境負荷対策等について、その内容を具体的に記載すること。

（業務実施計画書）

第9条 受託者は、月間の業務履行に関する業務実施計画を委託者に提出すること。また、業務実施計画を変更する必要がある場合は、その都度監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

2 業務実施計画書に記載する内容は、次のとおりとし各業務別に列記しなければならない。

- (1) 運転業務実施計画表
- (2) 保守点検業務実施計画書
- (3) 環境整備業務実施計画書
- (4) 物品管理業務実施計画書
- (5) 設備修繕業務実施計画書（年度当初には、年間計画についても提出すること）
- (6) その他当該月において実施を予定する業務に関する計画

（日報）

第10条 受託者は、次に掲げる書類を委託者が指定する日ごとに提出しなければならない。

- (1) 業務日報
- (2) 運転日報
- (3) 巡視点検報告書

（業務完了報告書）

第11条 受託者は、当該月の業務実施計画に基づき業務を完了したときは、業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。なお、業務完了報告書に記載する内容は次のとおりとし、業務実施計画書で計画した諸事項に対し、その実績が明らかになるよう記載しなければならない。

- (1) 当該月における業務検査願
- (2) 業務実施計画書で記載した事項の実績及び内容
- (3) 当該月における浄化センター等の施設管理状況報告書

2 前項(3)の浄化センター等の施設管理状況報告書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 当該月の浄化センター等の施設管理状況説明（考察、所見等）
- (2) 運転管理月報
- (3) 保守点検月報
- (4) 環境整備月報
- (5) ユーティリティ調達管理月報
- (6) 設備修繕月報（当該月に実施したとき。）
- (7) 故障等緊急対応及び措置報告

（運転管理業務委託年報）

第12条 受託者は、当該年度の業務を完了したときは、運転管理業務委託年報を当該年度終了から14日以内に委託者に提出しなければならない。なお、浄化センター等施設管理状況報告書に記載する内容は次のとおりとし、業務履行計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載しなければならない。

- (1) 当該年度に係る業務検査願書
- (2) 業務履行計画書で記載した事項のほか、月ごとに計画した事項、実績及び内容
- (3) 当該年度の浄化センター等施設管理状況説明（考察、所見等）
- (4) 運転管理年報
- (5) 保守点検年報
- (6) 環境整備年報
- (7) ユーティリティ調達管理年報
- (8) 設備修繕年報
- (9) 緊急等対応及び措置年報
- (10) その他必要な事項

（契約業務完了報告書）

第13条 受託者は、委託期間満了日から14日以内に契約業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

2 契約業務完了報告書は、次のとおりとする。

- (1) 契約業務完了届
- (2) 委託期間内における処理場等施設管理状況報告書

（業務記録等の整備）

第14条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

2 受託者は、委託者が保有するアセットマネジメントデータベース（以下、AMDBという。）に、必要なデータを入力しなければならない。

- (1) 受託者は、業務の中で資産及び部品の保全及び交換を行った場合は、AMDBに必要なデータ登録を行うこと。
- (2) 受託者は、委託者の指示する資産全てに関して、日常点検の中でAMDB内蔵の点検表を使用し、必要な点検や点検データ登録を行うこと。
- (3) 上記(1)又は(2)のそれぞれの点検において、一つの点検ごとに、以下の項目の入力を行うこと。

ア 点検日時

イ 点検期間

ウ 点検結果

エ 点検時の写真データ（システムの要求する画像データ）

オ その他点検や履歴を残すために必要なデータ

3 水防対策支援システムへの入力作業について、受託者は、降雨時の雨水ポンプ稼働状況報告について、降雨による対応があった際に入力するものとし、「施設への入退場」と「雨水ポンプ運転開始－停止」の時間入力をその都度実施しなければならない。

（安全教育及び訓練）

第15条 受託者は、委託業務又はその運用に従事する者に対して、作業の実施に当たり守らなければならない事項を定め、浄化センター等施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は、委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生した時の処置について、実地指導及び訓練を行わなければならない。

（完成図書及び器具等の貸与）

第16条 受託者が業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）、特殊工具等は、委託者が貸与する。

2 貸与品については、台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損・盗難・紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

3 台帳には、次の事項を記載することとし、その内容が把握できるように作成しなければならない。

- (1) 整理番号、貸与月日、返却日
- (2) 貸与品目、数量
- (3) 借用者名、期間、借用者印

(整理整頓等)

第17条 受託者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理しなければならない。

(諸室等の自主管理)

第18条 受託者は、浄化センター等の施設の一部を使用する場合には、監督員の許可を受けるとともに、受託者の責任において管理を行わなければならない。また、使用期間中に受託者の責に帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧しなければならない。

(浄化センター等の一般管理)

第19条 受託者は、下水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等その他の関係法令を遵守するとともに、業務の実施、浄化センター等施設の安全等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その内容を書面とし、監督員に提出するものとする。

第2章 業務範囲及び業務内容

(業務範囲)

第20条 業務の主な内容は次のとおりとし、その範囲は、別表－1に示す施設、設備・装置、機器等及び対象施設の敷地とする。

(1) 運転業務

ア 浄化センター等施設の各種機器の運転操作(大雨時等の雨水ポンプの緊急運転も含む)、
日常の巡視点検及び調整・交換

イ 浄化センター等施設の監視及び記録

ウ 浄化センターの水質測定及び脱水機運転時の汚泥測定及び記録

エ その他業務上必要な諸作業

ただし、大雨時等の雨水ポンプ等の緊急運転については、受託者と各年度において、別途契約(単価契約)するものとする。

(2) 保守点検業務

ア 浄化センター等の各施設に設置された設備機器の点検及び保守

イ 法定点検、測定

(ア) 消防用設備定期点検(北部浄化センター、北白土第一ポンプ場、北白土第二ポンプ場、御厩ポンプ場、手掴ポンプ場、新町前ポンプ場、泉崎中継ポンプ場、仁井田中継ポンプ場、久之浜ポンプ場、蜷川第二ポンプ場、北一里塚ポンプ場、南白土ポンプ場、上仁井田ポンプ場、小島ポンプ場、大町ポンプ場)

(イ) 重油タンク定期点検(北部浄化センター、北白土第一ポンプ場、北白土第二ポンプ場、新町前ポンプ場、手掴ポンプ場、御厩ポンプ場、蜷川第二ポンプ場、南白土ポンプ場、小島ポンプ場、大町ポンプ場、上仁井田ポンプ場、北一里塚ポンプ場、北目ポンプ場、久之浜ポンプ場)

(ウ) 空調設備点検(北部浄化センター(浄化槽汚泥処理施設含む))

(エ) 作業環境測定(北部浄化センター)

ウ その他の点検、測定

(ア) 計装設備年次点検(北部浄化センター(浄化槽汚泥処理施設含む))

(イ) 悪臭測定(北部浄化センター(浄化槽汚泥処理施設含む))

(ウ) I T V保守点検(北部浄化センター(浄化槽汚泥処理施設含む))

(エ) 自動シャッター保守点検(北部浄化センター浄化槽汚泥処理施設)

(オ) トラックスケール定期点検(北部浄化センター浄化槽汚泥処理施設)

エ その他の保守

(ア) 脱臭設備活性炭交換(北部浄化センター(浄化槽汚泥処理施設含む))

(イ) 受入槽等清掃(北部浄化センター浄化槽汚泥処理施設)

- オ 浄化センター等施設の修理及び塗装
- カ ア～オの結果の記録及び報告書作成
- キ イの官公庁等に対する各種諸手続き
- (3) 水質分析業務（北部浄化センター）
 - ア 浄化センターの運転管理上で必要となる日常的な水質分析
 - イ 水質分析用薬品類及び消耗品類の購入及び保管管理
 - ウ 分析結果の記録及び報告書作成
 - エ 水質検査室内の清掃、試験器具の洗浄
- (4) 環境整備業務
 - ア 浄化センター等の清掃及び整理・整頓並びに場内の除草、剪定等
 - イ 環境整備の記録及び報告書作成
- (5) ユーティリティ調達管理業務（北部浄化センター）
 - ア 浄化センターで使用する設備機器等の潤滑油脂類・消耗部品等及び燃料、水道、ガス、薬剤等の調達並びに管理
 - イ 浄化センターで使用する電力を管理し、節電に努めること
 - ウ ユーティリティ調達の記録及び報告書作成
- (6) 設備修繕業務（北部浄化センター）
 - ア 修繕計画に基づいた設備修繕業務
 - イ 突発的に発生した施設の機器、装置等の故障に対する機能の回復
 - ウ 設備修繕の記録、費用精算書及び報告書の作成及び提出
- (7) 設備管理業務及び台帳管理業務
 - ア 施設の設備、装置、機器等の性能及び機能を確保
 - イ 設備関連台帳の管理
- (8) 緊急時の対応
- (9) 見学者の対応
- (10) 臨機の処置
- (11) その他委託者受託者協議によるもの

（調整及び交換）

第21条 受託者は、各機器が正常に動作するように調整及び交換に努めなければならない。なお、調整及び交換の対象機器及び報告については、以下のとおりとする。

- (1) 調整及び交換とは、別表－1に示す設備機器の機能を維持するために必要な部品又は消耗品等の交換及び調整をいう。
- (2) 対象機器とは、別表－1の設備機器をいう。

(3) 調整及び交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を提出しなければならない。なお、報告書に記載する内容等については、委託者受託者協議により定めるものとする。

2 受託者は、次の調整及び交換を実施するものとする。

- (1) 各機器等の消耗品の交換、調整及びオイル交換
- (2) 各機器等のグリースアップ
- (3) 制御に関する発信器の点検及び調整
- (4) 各池及び槽の流入・流出量の調整
- (5) その他、設備機器の機能を維持するため必要となるもの。

(機械保全及び塗装)

第22条 受託者は、設備点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損箇所のうち、現場で補修可能な軽微なものについては、保全を施し、作業終了後に報告しなければならない。

2 受託者は、足場組を必要としない場合において、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために行う局所的な塗装を実施しなければならない。

3 受託者は、改築、更新、改良、修繕以外の各種点検によって発見された異常箇所等について、正常状態に復帰させるために行う調整又は定められた消耗品(特殊技能を伴わないで交換できるもの)の交換(補修)を実施しなければならない。なお、改築、更新、改良、修繕の用語の定義は、次に掲げるとおりである。

- (1) 改築とは、排水地区の拡張等に起因しない対象施設の全部又は一部(修繕に該当するものは除く。)の資本的支出を伴う再建設あるいは取替えをいう。
- (2) 更新とは、改築のうち、「標準的耐用年数」に達した対象施設の資本的支出を伴う再建設あるいは取替えをいう。
- (3) 改良とは、改築のうち、「標準的耐用年数」に達していない対象施設の資本的支出を伴う再建設あるいは取替えをいう。
- (4) 修繕とは、対象施設の一部の取替え等を行うことをいう。
- (5) 前項各号に規定する「対象施設」とは、一体として取替える場合に他の施設や設備に影響を及ぼさない一個又は一連の設備の集合で、下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(1998年下水道協会)に記載された標準的耐用年数表に示す小分類以上の単位のものを用いる。

(業務形態)

第23条 受託者は、業務の履行に当たり次の業務形態により行うものとする。

(1) 運転業務

ア 北部浄化センター

(ア) 水処理 24時間連続とする。

(イ) 汚泥処理 24時間連続とする。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------|
| (ウ) 浄化槽汚泥受入処理 | 8時間連続とする。(原則、土日祝日を除く) |
| (エ) その他場内施設 | 必要の都度 |
| イ 中継ポンプ場 | 24時間連続とする。 |
| ウ マンホールポンプ | 24時間連続とする。 |
| エ 雨水ポンプ場 | 必要の都度 |
| (2) 各施設・設備・機器の巡視点検 | 受託者の計画による。 |
| (3) 保守点検業務 | |
| ア 北部浄化センター | 受託者の計画による。 |
| イ 浄化槽汚泥処理施設 | 受託者の計画による。 |
| ウ 北白土第一ポンプ場、北白土第二ポンプ場、御厩ポンプ場 | 受託者の計画による。 |
| エ 手掴ポンプ場、新町前ポンプ場、泉崎中継ポンプ場、仁井田中継ポンプ場 | 受託者計画による。 |
| オ マンホールポンプ | 受託者計画による。 |
| カ 上記以外の雨水ポンプ場 | 月2回の巡回点検とする。 |
| (4) 環境整備業務 | 受託者の計画による。 |
| (5) ユーティリティ調達業務 | 必要の都度 |
| (6) 設備修繕業務 | 必要の都度 |
| (7) 緊急時対応 | 必要の都度 |
| (8) 見学者対応 | 必要の都度 |
| (9) 臨機の措置 | 必要の都度 |

(報 告)

第24条 前条における各業務の結果の報告内容については、別途協議して定めるものとする。

第3章 業務書類等

(業務履行書類)

第25条 受託者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 着手届（令和7年4月1日）
- (2) 総括責任者選任届（業務履行開始14日前）
- (3) 当該年度に係る業務履行計画書（当該年度の業務開始日の14日前まで）
- (4) 当該年度に係る有資格者名簿及び従業員名簿（当該年度の4月1日）
- (5) 貸与品等借用願（貸与品等を受ける日から14日以内）
- (6) その他必要なもの

(計画書類)

第26条 受託者は、委託期間中、業務実施計画書を当該前月末までに提出しなければならない。

(報告書類)

第27条 受託者は、委託期間中、次の報告書を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 日報（委託者が指定する日ごと）
- (2) 業務完了報告書（当該翌月10日以内）
- (3) 運転管理業務委託年報（当該年度終了後14日以内）
- (4) 契約業務完了報告書（契約期間満了後14日以内）

(成果品)

第28条 受託者は、次の報告書を成果品として、毎年度ごとに委託者に引き渡すものとする。

- (1) 運転管理業務委託年報（当該年度）
- (2) その他委託者が求めるもの

2 成果品は、正副各1部を作成し、正本を委託者に納めなければならない。なお、製本方法などは委託者受託者協議して定めるものとする。

(業務検査)

第29条 受託者は、修繕完了時、当該月、当該年度終了時及び契約業務終了時に、次に記載する方法により委託者の業務検査を受けなければならない。

- (1) 修繕業務完成検査

ア 修繕業務完成検査は、修繕終了物件ごとに受託者からの完成検査願いが提出され次第14日以内に委託者及び受託者立会いにより行うものとする。

- イ 検査日については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。また、受託者は、検査に合格した場合は、遅延なく補修完成届を委託者に提出するものとする。
- (2) 当該月、当該年度及び契約業務完了検査
- ア 委託期間の最終月における当該月の検査及び当該年度の検査は、契約業務完了に伴う検査と併せて行うことができるものとする。
- イ 受託者は業務検査を受けるときは、当該月にあっては第11条の書類を、当該年度の終了時にあっては第12条の書類を、契約業務完了にあっては第13条の書類を遅滞なく委託者に対して提出しなければならない。
- ウ 委託者は、前項の書類を受理したときは、当該月の場合はその日から10日以内に、当該年度及び契約業務完了の場合は14日以内に完了確認のため検査を行うものとする。
- (3) 前号の検査は、次に記載する方法により行うものとする。
- ア 当該月における検査は、第9条の業務実施計画と第11条について照合及び確認を行い、不履行がないこと、書類が完備していることをもって合格とする。
- なお、書類により確認できないものがある場合は、現場確認を合わせて行うものとする。
- イ 当該年度における検査は、第12条の内容及び書類について照合及び確認を行い、第8条の全てを満たしていることをもって合格とする。書類より確認できないものがある場合は、現場確認を合わせて行うものとする。
- ウ 契約業務完了における検査は、第13条についてその内容及び書類について照合及び確認を行い、第8条の全てを満たしていること、また、委託期間中の全ての検査に合格していることをもって合格とする。
- エ 合格とならなかった場合は速やかに是正し、改善計画書を提出するものとする。なお、書類より確認できないものがある場合は、現場確認等の方法により行うものとする。
- 2 前項第3号イ及びウの検査に合格したときは、受託者は、成果品を委託者に引き渡すものとする。
- 3 第1項に規定する検査方法のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができるものとする。
- 4 受託者は、各業務検査において委託者より立会の要請があった場合は、これに応ずるものとする。
- 5 第1項に規定する検査に要する経費は、受託者が負担する。

第4章 維持管理業務要領

(維持管理計画)

第30条 浄化センター等に係る施設の維持管理業務は、次に記載する浄化センター等の施設設計概要等を参考に維持管理計画を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。

なお、想定流入水量は別表—2の汚水及び雨水揚水量実績を参考にするものとする。

(1) 北部浄化センター

- ア 流入方式 : 合流式及び分流式
- イ 処理方式 : 標準活性汚泥法
- ウ 現有処理能力 : 分流29,600m³/日、合流10,500m³/日
(全体計画 分流18,050m³/日、合流8,000m³/日)
- エ 浄化槽汚泥処理施設能力 : 処理量 140kL/日
- オ 汚泥処理方式
濃縮方式 : 重力濃縮、常圧浮上式機械濃縮
脱水方式 : スクリュープレス脱水
- カ 放流先 : 二級河川夏井川
- キ 計画水質

		流入水質 (mg/L)	放流水質 (mg/L)	除去率 (%)
分流系統	BOD	204	15	94.4
	SS	149	5	97.4
合流系統	BOD	204	15	92.6
	SS	140	5	96.4

- ク 雨水ポンプ現有能力 : 110m³/分×2台、160m³/分×1台

(2) 北白土第一ポンプ場

- ア ポンプ型式 : (汚水) 立軸渦巻斜流、(雨水) 横軸斜流
- イ 現有ポンプ能力 : (汚水) 15m³/分×5台、(雨水) 100m³/分×4台
- ウ 雨水排水先 : 二級河川夏井川

(3) 北白土第二ポンプ場

- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻、(雨水) 立軸斜流
- イ 現有ポンプ能力 : (汚水) 18.4m³/分×3台、(雨水) 200m³/分×5台
- ウ 雨水排水先 : 二級河川夏井川

(4) 御厩ポンプ場

- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻、(雨水) スクリュー

- イ 現有ポンプ能力 : (汚水) $2.36\text{m}^3/\text{分} \times 4$ 台、
(雨水) $102\text{m}^3/\text{分} \times 1$ 台、 $159\text{m}^3/\text{分} \times 3$ 台
- ウ 雨水排水先 : 二級河川新川
- (5) 手摺ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻、(雨水) 横軸斜流
- イ 現有ポンプ能力 : (汚水) $3.6\text{m}^3/\text{分} \times 3$ 台、
(雨水) $157\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台、 $169\text{m}^3/\text{分} \times 1$ 台
- ウ 雨水排水先 : 二級河川夏井川
- (6) 新町前ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻、(雨水) 立軸斜流、水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : (汚水) $5.2\text{m}^3/\text{分} \times 3$ 台、
(雨水) $58.8\text{m}^3/\text{分} \times 3$ 台、 $50.0\text{m}^3/\text{分} \times 1$ 台、 $4.2\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- ウ 雨水排水先 : 二級河川新川
- (7) 泉崎中継ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $2.8\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- (8) 仁井田中継ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $2.3\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- (9) 旧城跡マンホールポンプ
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $0.3\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- (10) 砂屋戸マンホールポンプ
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $2.48\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- (11) 塩マンホールポンプ
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $1.2\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- (12) 明治団地第一マンホールポンプ
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $0.36\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- (13) 明治団地第二マンホールポンプ
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $0.28\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台

- (14) 神谷石淵マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $0.16\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (15) 神谷岸前マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $0.18\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (16) 神谷瀬戸マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $1.17\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (17) 上荒川マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $1.44\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (18) 下荒川マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $1.44\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (19) 塩向マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $0.27\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (20) 金坂マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $0.3\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (21) 綴町沼尻マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $0.18\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (22) 御台境マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $0.16\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (23) 内町マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $0.72\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (24) 四倉東マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
イ 現有ポンプ能力 : $0.54\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (25) 四倉南マンホールポンプ
ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻

- イ 現有ポンプ能力 : $0.177\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (26) 四倉西マンホールポンプ
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $1.08\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (27) 塩出口マンホールポンプ
- ア ポンプ型式 : (汚水) 水中渦巻
- イ 現有ポンプ能力 : $0.159\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- (28) 久之浜ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) コラム型水中
- イ 現有ポンプ能力 : $82.4\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- ウ 雨水排水先 : 二級河川小久川
- (29) 蜷川第一ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) 横軸軸流
- イ 現有ポンプ能力 : $26.6\text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台}$ 、 $53.0\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- ウ 雨水排水先 : 準用河川境川
- (30) 蜷川第二ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) 立軸斜流
- イ 現有ポンプ能力 : $75\text{m}^3/\text{分} \times 4\text{台}$
- ウ 雨水排水先 : 太平洋
- (31) 北一里塚ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) スクリュー
- イ 現有ポンプ能力 : $70.5\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- ウ 雨水排水先 : 二級河川三夜川
- (32) 南白土ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) 立軸斜流
- イ 現有ポンプ能力 : $171\text{m}^3/\text{分} \times 4\text{台}$
- ウ 雨水排水先 : 二級河川新川
- (33) 小島ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) 立軸斜流
- イ 現有ポンプ能力 : $197\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
- ウ 雨水排水先 : 二級河川新川
- (34) 大町ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) スクリュー
- イ 現有ポンプ能力 : $166\text{m}^3/\text{分} \times 3\text{台}$
- ウ 雨水排水先 : 二級河川新川

- (35) 綴ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) 横軸斜流
 - イ 現有ポンプ能力 : $31\text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台}$
 - ウ 雨水排水先 : 二級河川新川
- (36) 上仁井田ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) 立軸斜流
 - イ 現有ポンプ能力 : $200\text{m}^3/\text{分} \times 3\text{台}$
 - ウ 雨水排水先 : 二級河川仁井田川
- (37) 下平窪ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) 水中渦巻
 - イ 現有ポンプ能力 : $30\text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台}$
 - ウ 雨水排水先 : 二級河川夏井川
- (38) 北目ポンプ場
- ア ポンプ型式 : (雨水) 水中渦巻
 - イ 現有ポンプ能力 : $55\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
 - ウ 雨水排水先 : 二級河川好間川

2 維持管理計画は、次の各号に掲げる計画について立案するものとする。

- (1) 運転業務計画
- (2) 保守点検業務計画
- (3) 環境整備業務計画
- (4) 物品管理調達業務計画
- (5) 修繕計画

3 維持管理計画は、浄化センター等の管理状況、設備機器の整備状況を十分把握し、立案しなければならない。

4 維持管理計画は、監督員の承諾を受けるものとする。

5 維持管理計画を変更する必要がある場合は、監督員と協議しなければならない。

(運転業務の要領)

第31条 受託者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転業務に当たらなければならない。

2 運転対象範囲は、別表－1に示す設備及び機器等である。

3 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

(日常・巡視点検)

第32条 浄化センター等の日常・巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

2 日常・巡視点検の項目等については、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

(1) 日常・巡視点検は、その性質上、運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること。

(2) 点検内容については、受託者の経験及び知識により一定の点検基準及び要領を定めて行うこと。

3 日常・巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意しなければならない。

4 日常・巡視点検結果は、第2項及び第3項に定める内容について記録しなければならない。また、その結果が明瞭に解るよう記号等を定め、報告書に記載するとともに、巡視点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずるものとする。

(保守点検業務の要領)

第33条 浄化センター等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確認するために必要な点検、測定、調査及び法定点検等を行うものとする。

2 保守点検は、別表－1に示す機器・装置について、設備機器の重要度及び故障発生頻度回数、目的、設置環境を考慮し、設備、装置及び機器等の性能・機能等が保持されるよう実施するものとする。

3 保守点検の実施は、次に定めるところに従い実施するものとする。

(1) 点検は、一定の周期を定め計画的に行い、施設保全の主体をなすことができるようにすること。

(2) 設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定を行うこと。

(3) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。

(4) 資格を要する点検等では有資格者を配置して行うこと。

(5) 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

4 法定点検及びその他の点検の範囲、頻度等については、別表－3に示すとおりとする。

5 受託者は、前項を満たさないことにより、委託者に損害が発生した場合は、その費用を負担するものとする。

6 保守点検の内容・頻度は、第4項に定めるものを除き、受託者が定めるものとする。

- 7 受託者は、仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って保守点検に当たらなければならない。
- 8 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的などを熟知し、通常はもちろん、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。
- 9 受託者は、設備機器の状態、点検結果について保守点検報告書に記録しなければならない。また、保守点検の結果報告には、過去のデータと比較して経過がわかるような表やグラフ等を用いて行うものとし、施設の長寿命化に配慮して予防保全計画も作成しなければならない。
- 10 受託者は、設備管理台帳を作成し、機器の保全履歴や整備・工事等の情報を保管し、また必要時に速やかに引き出せるようにしておかなければならない。
また、設備情報は、常に最新の情報がわかるようにデータを更新しておかなければならない。

(水質分析業務の要領)

第34条 水質分析業務は、浄化センターの目的を達成するため運転管理に必要な水質分析及び汚泥の含水率の測定を行うものとする。

- 2 分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止しなければならない。
- 3 分析によって発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、その処分方法、処分先等が明示された報告書を当該マニフェストとともに提出することとする。
- 4 水質等測定項目及び管理指標は、委託者と受託者の協議により決定する。
- 5 受託者は、分析結果について分析報告書に記録しなければならない。
- 6 受託者は、各種分析データの情報を保管し、また、必要時に引き出せるようにしておかなければならない。
- 7 薬品の使用量及び在庫等について薬品管理台帳を作成するとともに、その管理状況を記録しておかなければならない。

(環境整備業務の要領)

第35条 環境整備業務は、浄化センター等の施設及び施設周辺を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保するため、次に定めるところに従い実施するものとする。

- (1) 清掃は、場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。
- (2) 受託者は、委託者の業務及び第三者に対し、支障のないようにすること。
- (3) 清掃器具等の使用により委託者の備品、物品等に損傷を与えないこと。
- (4) 「市民総ぐるみ運動」など、地域イベントに積極的に参加すること。

- 2 環境整備業務の対象範囲は、以下のとおりとする。
 - (1) 北部浄化センターの敷地、建物及び管廊の全て
 - (2) 浄化槽汚泥処理施設の全て
 - (3) 各中継ポンプ場の敷地及び建物
 - (4) 各マンホールポンプの制御盤周辺
 - (5) 各雨水ポンプ場の敷地及び建物
 - (6) その他委託者が求め、委託者と受託者とが協議で決定したもの
- 3 清掃、除草、樹木の剪定などの内容、頻度等は、浄化センター等の施設を衛生的に維持できるように、受託者が自ら定め実施するものとする。
- 4 業務範囲内の点検通路は、緊急時に備え、不要物等の整理等を行わなければならない。
- 5 浄化センター等は、一般市民が見学に来場する施設であるため、十分考慮し、環境整備業務に当たらなければならない。
- 6 受託者は、その結果について環境整備報告書に記録しなければならない。

(ユーティリティ調達業務の要領)

第36条 ユーティリティ調達業務は、処理場等の運転管理に要する油脂類、消耗品、燃料、電力、水道、ガス、薬剤等の調達及び管理（電力は管理のみ）とし、次に定めるところに従い実施するものとする。

- (1) ユーティリティ調達は管理者を設け、保管・取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。
 - (2) 種類、使用量、残量等を的確に把握するため、定期的に監督員の検査を受けること。
 - (3) 保管期間により品質が変化又は不良となるもの及び使用頻度の多いものについては、納期を十分考慮し、調達すること。
 - (4) 使用頻度、保管スペース等から適正な在庫量の確保ができるよう管理すること。
 - (5) 保管物については、効率的な取扱ができるよう保管場所を定めるとともに、整理整頓に心がけること。特に重量物の保管に当たっては注意し、事故防止に心がけること。
- 2 ユーティリティ調達の対象品は、別表-4に記載する油脂類、消耗品及び薬剤等とする。
 - 3 ユーティリティ調達は、適切な品質及び規格のものを調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
 - 4 ユーティリティ調達は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転に影響が出ないようにしなければならない。
 - 5 受託者は、納入品及び量等をユーティリティ調達報告書に記録しなければならない。
 - 6 監督員が提出を求めた場合、受託者は、受領した納品書等の書類の写しを監督員に提出しなければならない。

(設備修繕業務の要領)

第37条 設備修繕業務は、突発的に不具合が発生したとき、又は補修履歴等を勘案した修繕計画に基づき、浄化センターの設備・装置及び機器等の機能を原状又は実用上支障のない状態に回復させることを目的とする。

- 2 受託者は、自らの経験等及び維持補修実績等を勘案し、決められた費用範囲内において修繕計画を立案し、突発的な設備の故障等の防止に努め、適正な維持管理を行わなければならない。
- 3 修繕に使用する部品等は、適切な品質及び規格品を使用し、仕様変更による性能低下とならないようにしなければならない。
- 4 修繕の実施に当たっては、事前に当該修繕の内容及び費用を委託者に提出し監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- 5 緊急時やむを得ない場合は、当該修繕実施後に、当該修繕の内容及び費用を委託者に提出し確認を得なければならない。
- 6 設備修繕の結果について設備修繕報告書に記載しなければならない。なお、報告書の項目、記録方法及び管理方法は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとする。

(異常時の措置)

第38条 受託者は、業務において異常を発見した場合には、速やかにその原因を調査し適切な措置を講ずるとともに、現場で修復可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付して報告しなければならない。

- 2 受託者は、業務において浄化センター等の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、監督員に報告し、協議して対処しなければならない。

(就業の制限)

第39条 労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いなどにあつては、有資格者以外の者が行ってはならない。

(災害時)

第40条 受託者は、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、災害を未然に防止しなければならない。

第5章 受託者の責任等

(受託者の責任)

第41条 受託者は、第47条に示す場合を除き、次に示す項目のとおり浄化センター等の運転を行わなければならない。

- 2 受託者は、契約開始時に確認した浄化センター等施設、設備の機能の保持に努め、過度な劣化が生じないよう適性に運転及び管理を行わなければならない。
- 3 契約期間中に受託者の責により生じた維持及び管理上の不備、誤操作等による機器等の破損及び故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替により解決を行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥並びに受託者以外の者による運転管理上の不備、過失及び天災事変、不測の事故等による場合は、この限りではない。
- 4 契約終了時又は委託者による機能確認時において、受託者の責による浄化センター等の施設又は設備が過度に劣化していると認められた場合は、正当な理由がある場合を除き受託者の責任で施設又は設備の復旧及び機能回復を行うものとする。

(目標とする性能基準)

第42条 受託者は、「要求水準書」に定める目標処理水質基準、目標汚泥性状基準、目標ばい煙排出基準及び目標悪臭基準を満たすことを目標に浄化センター等の運転をすることとする。

- 2 受託者が前項の基準を満たしていない場合は、委託者は、受託者に対し、基準を満たすように指示することができる。
- 3 受託者は、前項の指示を受けた場合は、目標を満たすように努めなければならない。

(遵守すべき性能基準)

第43条 受託者は「要求水準書」に定める遵守処理水質基準、遵守汚泥性状基準、遵守ばい煙排出基準及び遵守悪臭基準を遵守し、浄化センター等の運転をしなければならない。

(性能未達成時の定義)

第44条 性能未達成時とは、以下に示す場合をいう。

- (1) 第43条で定めた基準を遵守できなかった場合
- (2) 浄化センター等施設、設備の機能を損ねた場合及び過度な劣化が認められた場合

(性能未達成時の場合の対応)

第45条 受託者は、性能未達成時の場合、速やかにその原因究明を行い、改善計画書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項により提出された改善計画書の内容を確認し、改善を指示するものとする。
この場合において、受託者は、その指示に従わなければならない。
- 3 前項の指示に応じるために要する費用は、受託者の負担とする。

(法定基準未達成時の場合の対応)

第46条 受託者は、法定基準未達成時の場合、速やかにその原因究明を行い、改善計画書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項により提出された改善計画書の内容を確認し、改善を指示するものとする。
受託者はその指示に従わなければならない。
- 3 前項の指示に応じるために要する費用は、受託者の負担とする。

(受託者の責任の免除)

第47条 委託者は、次の条件下においては、性能未達成時であっても受託者へ責任を求めないものとする。ただし、想定範囲内かつ対応可能であった場合は、この限りではない。

- (1) 浄化センター等の能力を超える水量が流入した場合
 - (2) 浄化センター等の施設又は水質に重大な影響を及ぼす有害物質、化学物質等が流入した場合
 - (3) 天災に起因する場合
 - (4) その他受託者の責に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合
- 2 前項各号に示した事態が発生した場合においては、受託者は、緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される浄化センター等への影響、緊急措置の内容を速やかに委託者へ報告しなければならない。
 - 3 前項に違反した場合又は受託者に故意又は重過失がある場合は、この限りではない。

第6章 その他

(経費の負担)

第48条 受託者が業務履行上で負担する経費は、次のとおりとし、それ以外は、委託者の負担とする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) 冷蔵庫、食器棚、ポット、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸機等の安全保護具・機器
- (5) 設備点検・補修に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除くものとする。
- (6) 北部浄化センター内で使用する、モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具及び消耗品
- (7) 北部浄化センター内除草業務等で使用する燃料費及び消耗品
- (8) 巡回点検車両及び車両維持に係る費用
- (9) 電話及びファクシミリの設置工事費
- (10) 別表－4に示すユーティリティ費（油脂類の交換により発生した廃油の処分に係る費用を含むものとする。）
- (11) 浄化センター内において、委託者が使用する光熱水費（電気料金を除く）、衛生用品等
- (12) 第37条第2項に定める修繕費用

2 監督員との協議により受託者が補修工事等の復旧を行った場合において、その内容が業務範囲外の時は、これに要した費用は、委託者の負担とする。

(効率化方策の提案)

第49条 委託者（又は受託者）は、浄化センター等の効率化管理及び運営方策に関し、受託者（又は委託者）に提案することができる。

(受託者による投資の提案)

第50条 受託者は、業務の効率的、効果的な遂行を図るために、自らの責任と負担による設備の設置又は既存設備の改良を委託者に対して提案することができる。

- 2 委託者は、受託者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を受託者へ通知するものとし、承諾の場合は、受託者が設置又は改良工事を行うものとする。
- 3 受託者は、提案に基づく工事を行った場合は、その概要について委託者へ報告するものとする。

4 契約終了時の取扱いについては、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(業務改善に向けた協議)

第51条 委託者及び受託者は、業務改善に向けた運営の協議の場を設けるものとする。

(疑義)

第52条 本仕様書に疑義を生じた場合又は、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。